

総務省政独委「平成21年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」等への対応の実績及びその評価

	実績	評価
○政府方針等 ①「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、「22年度中に実施」又は「22年度から実施」とされている「講ずべき措置」の取組状況	①該当なし。	
②①以外の「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に掲げられている「講ずべき措置」について22年度に実施した取組がある場合、その内容	②検査機器の保守管理業務に係る民間競争入札について、平成22年度に関東検査部管内の落札者(H23年度-H27年度)を決定した。今後の全国拡大を検討するため、関東検査部管内業務の検証を行うとともに、実施拡大が可能と考えられる候補地域を抽出し、評価を行うこととしている。	妥当であると認められる。
○財務状況 ①法人又は特定の勘定で、年度末現在に100億円以上の利益剰余金を計上している場合、その規模の適切性(当該利益剰余金が事務・事業の内容等に比し過大なものとなっていないか)	① 該当なし	
②運営費交付金が未執行となった場合、その理由及び業務運営との関係(業務運営に影響を及ぼしていないか等)	②未執行となったものはない。	妥当であると認められる。
○保有資産の管理・運用等 政独委からの平成21年度業務実績評価における指摘事項において指摘がなされた施設等について、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」で示された廃止、国庫納付、共用化等の方針に沿った法人における取組(鉄道・運輸機構、水資源機構:職員宿舎、国際観光振興機構:海外事務所)	該当なし。	

<p>○人件費管理</p> <p>①法人の給与水準自体が社会的な理解の得られるものとなっているか。</p> <p>②国家公務員と比べて給与水準が高い場合、その理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。</p> <p>③国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況。</p> <p>④総人件費改革についての取組の状況(併せて、給与水準又はラスパイレス指数が上昇している場合には、その理由)</p> <p>⑤「独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて」(平成22年5月6日総務省行政管理局長通知)の内容(i)法人の互助組織への支出の廃止、ii)食事補助の支出の廃止、iii)国や他法人で支出されていないものと同様の支出の原則廃止)が守られているか。</p>	①平成22年度のラスパイレス指数は、95.3である。	妥当であると認められる。
	②該当なし。	
	③国の財政支出割合は30%、累積損失もない。	妥当であると認められる。
	④総人件費改革の取組は、国家公務員に準じて人員削減を行っており、平成22年度は平成17年度と比べ5.1%の削減となっており、5%以上の削減を達成した。	妥当であると認められる。
	⑤検査法人に互助組織は存在しない。また、食事補助の支出は当法人設立時から行っておらず、国や他法人で支出されていないものと同様の支出の原則廃止については、いずれも守られている。	妥当であると認められる。

<p>○契約</p> <p>①随意契約見直し計画における競争性のない随意契約の削減目標(件数)の達成状況</p> <p>②随意契約による契約において再委託割合(金額)が50%以上の案件がないか。</p> <p>③1者応札の割合(件数)が50%以上又は前年度より増加となっていないか。</p> <p>(注)契約監視委員会における審議を踏まえて評価して差し支えない。</p>	<p>①競争性のない随意契約については、平成22年度52件となっており、削減目標(74件)を達成している。なお、52件の内訳は、特定のもの以外では契約の目的を達成できない契約(国、公共料金、印刷局)44件、国との三者間契約8件である。</p>	<p>妥当であると認められる。</p>
	<p>②随意契約による契約において再委託割合(金額)が50%以上となる案件はない。</p>	<p>妥当であると認められる。</p>
	<p>③平成22年度の1者応札の割合は、38.1%となっており、前年度(35.4%)とほぼ同等の水準である。</p>	<p>一者応札・応募となった契約について、公告期間の見直し、業界紙への公告等が行われているが、引き続き、積極的に広く一般へ周知していく工夫が必要である。</p>
<p>○内部統制</p> <p>①法人の長は、組織にとって重要な情報等について適時的確に把握するとともに法人のミッション等を役職員に周知徹底しているか。</p> <p>②法人のミッションや中期目標の達成を阻害する要因(リスク)の洗い出しを行い、組織全体として取り組むべき重要なリスクの把握・対応を行っているか。その際、目標・計画の未達成項目(業務)についての未達成要因の把握・分析・対応等に着眼しているか。</p>	<p>①事務所等への理事長巡視を実施し、ミッションの現場職員への周知徹底、リスクの把握・対応を実施している。また、理事長巡視の対象とならなかった事務所等については、WEB会議システムを活用し、理事長と事務所職員との意見交換等を行い、ミッションの周知、リスクの把握の対応等を行っている。</p>	<p>妥当であると認められる。</p>
	<p>②理事長巡視、本部による調査・指導、WEB会議による現場職員との意見交換、監事監査が一層適切に実施できる環境整備等を通じリスクの把握・対応を行っている。調査・指導の結果や監事監査の指摘事項は期限を付して対応を求めている。</p>	<p>妥当であると認められる。</p>

<p>○内部統制 ③政独委からの平成21年度業務実績評価における指摘事項において、評価結果において言及されていないとされている内部統制事項に関する取組、評価(自動車事故対策機構1事項、空港周辺整備機構4事項、高速道路機構3事項)</p> <p>④内部統制の充実・強化に向けた法人における積極的な取組(あれば記載)</p>	<p>③該当なし。</p> <p>④理事長のマネジメントを一層強化するため、各事務所等に対する理事長巡視に加え、WEB会議を活用してミッションの周知、リスクの把握・対応を図った。</p>	<p>妥当であると認められる。</p>
<p>○関連法人 ①委託先における財務内容を踏まえた上での業務委託の必要性、契約金額の妥当性等</p> <p>②出資目的の達成度、出資先の経営状況を踏まえた上での出資を継続する必要性</p>	<p>①該当なし</p> <p>②該当なし</p>	<p>妥当であると認められる。</p>
<p>○業務改善のための役職員のイニシアティブ等 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブ(あれば記載)</p>	<p>○業務改善に向けた取り組みを奨励・支援し、特に優れた取り組みには理事長表彰を実施している。また、職員の意欲向上を図るため優れた業績があった職員に対しても表彰を実施している。</p>	<p>妥当であると認められる。</p>

<p>○個別法人 ①政独委からの平成21年度業務実績評価における指摘事項において個別意見があった事項(6法人7事項)への対応状況(当該法人のみ)</p>	<p>①該当なし</p>	<p>—</p>
<p>②政独委から発出された勧告の方向性で22年度において(22年度までにを含む)取り組むこととされている事項についての取組状況(空港周辺整備機構)</p>	<p>②該当なし</p>	<p>—</p>
<p>③平成21年度決算検査報告において「不当事項」又は「意見を表示し又は措置を要求した事項」として指摘された事項がある場合、当該事項が業務実績評価に及ぼす影響並びに是正措置及び再発防止のための取組の状況(都市再生機構)</p>	<p>③該当なし</p>	<p>—</p>